

捕鯨問題における「文化」表象の政治性について

渡邊 洋之

(京都大学大学院)

本稿では捕鯨問題について、歴史-社会学的視点より考察を加えた。多様なクジラと「日本人」とのかかわりは、近代以降、拡張主義的方向性を背景とし、捕鯨業が一つの大きな産業として成立したことで、捕鯨というかかわりに単一化されていった。しかし、「捕鯨文化」を主張する人類学的研究は、日本の捕鯨擁護という政治的目的によりなされたため、上記の過程を無視または的確にとらえずに、捕鯨を実体化した「日本人」の「文化」であるとして正当化するという誤りを犯した。

今後のクジラとのかかわりは、野生生物を守ることを基本姿勢とし、その上でかかわりの多様性を維持するという方向で検討されねばならない。その際には、国家・民族・地域を実体化しその「文化」であると表象して正当化すること、また逆に、「文化」と表象することである国家・民族・地域を実体化することは、慎重かつ批判的に考察されるべきである。

キーワード：「捕鯨文化」、かかわりの多様性、「文化」表象の政治性

1. はじめに

1.1. 捕鯨問題の現在

1982年に国際捕鯨委員会（以下、IWCと略）の総会において可決された捕鯨モラトリアムは、1987年末よりその実施が現実になされ、昨年で10年が経過した（捕鯨問題の経緯については、表1を参照）。その間、南極海がサンクチュアリに指定される一方、アイスランド、ノルウェーといったいわゆる捕鯨国が、IWCを脱退したり商業捕鯨を再開したりする等、捕鯨をめぐる国家間の対立構造は維持されたままであった。

とはいえ捕鯨業は、産業としてはもはや成立が困難な状況となっている。クジラの乱獲、とりわけ爆薬を装填したモリを打ち込む捕鯨砲を汽船の先端に装置し、それによってクジラを捕獲するノルウェー式捕鯨の開発（19世紀後半）以降1960年代までの間の乱獲によって、捕鯨対象となった鯨種の幾つかは、その生息数に壊滅的な打撃を受けた。ゆえに、それらの多くが捕獲禁止となっており、現在IWCにおいて主に議論されているのは、地球上で約100万頭生息しているとされ（桜本編, 1991: 256）⁽¹⁾、ナガスクジラ科の中で最も小型の種であったために乱獲を免れた、ミンククジラについてとなっている⁽²⁾。

周知のように日本は、捕鯨国としてIWCにおける議論の渦中に身を置いている。日本は捕鯨モラトリアム以降、クジラの群れの年齢構成や妊娠率等を調べるために行われる調査捕鯨を、ミン

渡邊：捕鯨問題における「文化」表象の政治性について

表1 日本に関する事柄を中心とする捕鯨問題の経緯

古代～	寄り鯨の利用。
中世～	突取式（モリで突く）によるクジラの捕獲。
17世紀後半～	鯨組による網捕り式捕鯨の開始。
19世紀前半～	アメリカ合州国（以下、アメリカと略）の帆船捕鯨船による「ジャバングランド」の発見。日本近海にアメリカ捕鯨船来航。
19世紀後半	アメリカ式捕鯨（大型帆船を中心とし、小船が捕鯨銃等を用いてクジラを追う）導入の試み。
1878年	「大背美流れ」、太地の鯨組の崩壊。
1897年	遠洋捕鯨株式会社の設立。ノルウェー式捕鯨の導入。
1904年	日露戦争。日本の捕鯨会社、朝鮮半島沿岸における捕鯨業を独占。
1911年	東洋捕鯨株式会社鮫事業場焼き打ち事件。
1934年	日本捕鯨株式会社、南極海での母船式捕鯨を行う。日本の捕鯨会社で初めて。
1937年	国際捕鯨協定締結。セミクジラとコククジラの捕獲禁止を盛り込む。
1941年	この年次を最後に日本の母船式捕鯨中止、捕鯨母船は徴用される。
1946年	日本の南極海での捕鯨の再開。国際捕鯨取締条約、15カ国の参加で締結。
1948年	国際捕鯨委員会（IWC）設立、南極海での総捕獲ワク1万6千頭BWU（Blue Whale Unit：シロナガスクジラ2頭＝ザトウ2.5頭＝イワシ6頭と換算するもの）。
1951年	日本、IWCに加盟。
1963年	科学者（いわゆる三人委員会）の勧告を受け、捕獲ワク1万頭BWUにして国別振り分け。
1966年	ザトウクジラ、シロナガスクジラ、捕獲禁止となる。
1967年	日本、南極海でミンククジラの試験操業。
1972年	アメリカ、国連人間環境会議に「商業捕鯨の十年間全面中止勧告」を提案、可決。IWC、勧告拒否。
1973年	この終漁年次からBWU制を廃止して鯨種別規制を行うことに。
1976年	ナガスクジラ捕獲禁止に。
1979年	アメリカでバックウッド・マグナソン法（国際捕鯨取締条約の規制の効果を減殺した国に対して、アメリカ200カイリ内の漁獲割当を、初年度は50%、2年目からゼロにするというもの。以下PM法と略）成立。イワシクジラ捕獲禁止に。
1982年	IWC、「沿岸捕鯨は1986年、母船式捕鯨は1985/86年漁期から商業目的の捕鯨はゼロにする」と決議。日本、異義申し立て。
1984年	日米捕鯨協議。日本、異義申し立てを取り下げ、1988年（1987/88年漁期）から商業捕鯨を中止する。そのかわり、アメリカは日本が二年間に限り商業捕鯨を続けることを認め、PM法などの制裁は行わない。
1987年	日本、調査捕鯨の計画をIWCに提出、また、小型沿岸捕鯨は原住民生存捕鯨と見なし得ると主張。IWC、調査捕鯨の中止を勧告。
1988年	日本、1987年末より南極海において調査捕鯨を実行、アメリカ、PM法を発動。
1992年	アイスランドIWC脱退、ノルウェー1993年から商業捕鯨の再開を宣言、二国で「北大西洋海産哺乳類委員会」を設置すると主張。
1994年	IWC、南極海における商業捕鯨禁止を旨とする、サンクチュアリー決議を可決。

A-Team, 1992, 『鯨の教訓』日本能率協会マネジメントセンター、馬場駒雄, 1942, 『捕鯨』天然社、福本和夫, 1978 (改裝版1993), 『日本捕鯨史話』法政大学出版局、原剛, 1993, 『ザ・クジラ〔第五版〕』文真堂、日本哺乳類学会編, 1997, 『レッドデータ 日本の哺乳類』文一総合出版、桜本和美・加藤秀弘・田中昌一編, 1991, 『鯨類資源の研究と管理』恒星社厚生閣、渡邊洋之, 1998, 「近代日本捕鯨業における技術導入と労働者」『科学史研究』205: 1-16、及び『鯨研通信』の記事を参照して筆者作成。

クジラを対象として南極海において行っている唯一の国である。また日本政府は、後に見るように、日本沿岸で行われていたミンククジラを対象とする捕鯨は、先住民が食料や祭祀のためにする捕鯨である、原住民生存捕鯨と見なし得る部分を有すると主張し続けている⁽³⁾。

この捕鯨問題は、特定の野生生物を「資源」と見なし、その「資源」としての利用にあまりに傾斜したために、その生息数の減少のみならず、生態系をも破壊してしまう結果となったゆえに生じた問題、すなわち一つの環境問題としてとらえるべき問題である。本稿ではこの捕鯨問題について、歴史-社会的視点から考察を加えることを試みる。またその考察にあたっては、捕鯨問題についての日本の置かれた特別な位置に鑑み、日本における捕鯨に関する議論の検討に集中することにしたい。

1.2. 分析視角

さてその日本における議論において、一つの到達点に達していると考えられるのが、秋道智彌と森田勝昭の論考である（秋道, 1994; 森田, 1994）。この両者の考察の結論は、実際ほぼ同様となっている。それは、クジラと人間のかかわりの多様性を強調した上で、人類学的研究の成果を取り入れて、秋道においては環太平洋地域で生活する先住民および「非西欧人」の、森田においては現在の日本国内の幾つかの地域で生活する人々の、捕鯨というかたちでのクジラと人間とのかかわりの中で有していた、「狩猟や漁撈にともなう緊張感、動物にたいする恐れと畏怖、超自然観など」（秋道, 1994: 203）、あるいは「自然を利用し共存しながら蓄積してきた経験や知識」（森田, 1994: 420）を、これからのクジラと人間との新たなかかわりの中に生かそうとするものである。ゆえにこの両者は、欧米を中心としたある種クジラを擬人化したかたちでの反捕鯨論だけでなく、とりわけ捕鯨モラトリアム成立以降の日本において流布された、鯨肉食を「日本人」独自の「伝統」とするような、国家・民族主義的な捕鯨擁護論を否定しており、特に後者は、従来の議論にはなかった、新たなそして評価し得る視点となっている。

この両者が、前述したかたちでの反捕鯨論と捕鯨擁護論を否定した理由は、これらを含む捕鯨に関する議論が、IWCの場でのものも含め、政治的なものとして立ち現れていることに対するアンチテーゼであると考えられる。そしてこの両者は、クジラと人間とのかかわり、とりわけ捕鯨というかたちでのかかわりを、「文化」としてとらえることを主張することになるのである。森田においては、この「文化」は、政治的な主義主張を破壊する、実証的に確認されるという意味での科学的なものとなることが要求されている（森田, 1994: 415-416）。一方秋道は、科学によって捕鯨問題を語ることは、クジラを「資源」と見なしそれを量的な存在へと還元する、科学主義という一つのイデオロギーによるものであると否定的に理解しており（秋道, 1994: 201-202）、そこで「文化」を民族誌というかたちで記述することで、「科学でも政治でもないクジラとヒトの物語を描いてみたい」（秋道, 1994: i）と考えるのである。

しかし、「文化」を表象する民俗学・人類学的研究が、政治的なものを全く含まないということは考えられない。実際のところ、近年の民俗学・人類学における内省的な研究においては（例えば、Clifford and Marcus eds., 1986=1996; 岩竹編訳, 1996; Marcus and Fischer, 1986=1989）、「文化」を表象する研究者の政治的側面が取り上げられている。すなわちある「文化」は、特定の歴史的・社会的条件のもと、他のそれとの関係において研究者によって意識的に表象されるというのである。同様にその「文化」に基づく人々のアイデンティティも、固定的なものではなく政治的につくられるものである。そして、「文化」を表象する研究者の活動が、近代以降、国家や民族が構築されるにあたって一定の役割を果たし、今日においてそれらが再構築される際にも、その役割を果たし続けていることがあきらかにされているのである。

この民俗学・人類学的研究における近年の動向をふまえるならば、秋道や森田が示した「文化」という主張も、詳細に検討する必要があると考えられる。はたして捕鯨というかたちでのクジラと人間とのかかわりを「文化」としてとらえること自体は、全く政治性を持たないのだろうか。また日本の捕鯨は、欧米の捕鯨と比較することで、先住民の捕鯨と同等に扱えるものなのだろうか。そこで本稿では、秋道が実際に参加した、人類学者のM. フリーマンと高橋順一が中心

渡邊：捕鯨問題における「文化」表象の政治性について

となつて行われた日本の小型沿岸捕鯨⁽⁴⁾の調査の報告 (Freeman et al., 1988=1989) と、前記の調査報告と共に森田が全面的に依拠している、高橋自身の研究 (高橋, 1987, 1991, 1992)⁽⁵⁾を取り上げて、言説分析を中心として検討を加えることにしたい。

また、ある事柄が「文化」として構築される際には、ある集団を国家や民族として現出するために、様々な変化の中にあつても、その事柄がその集団の基層をなす不変なものであると実体的に措定される等の、過去と現在との歴史的連続性が政治的意図をもって語られることが指摘されている (例えば、岩竹編訳, 1996: 20-21, 30-40)。ゆえに、その言説分析を実行するためには、日本におけるクジラと人間とのかかわりの歴史の実際についても、あきらかにする必要があると考えられる。無論歴史を記述していくことにも、一定の政治性が含まれることは否定できない。確かに確固たる「事実」は過去に存在した。しかしそれは研究者が一定の立場から表象する、例えば誤ったことを表象するという「虚偽の付加」ではなく、表象から除外する「真実の削除」という方法によること⁽⁶⁾、一つの文脈=意図を持った「歴史」となるのである。よつて歴史は、あるパラダイムに従う研究者による、「現在における過去の絶えざる再構築」 (上野, 1997) となり得る。つまり何かを表象することには一定の政治性が含まれるのであり、ゆえにここでは、「何のために」「どのような立場で」表象するかが問題となる。これより、かかわりの歴史を含む以下の筆者の記述自身が、捕鯨問題における一つの政治的立場を表していくと言えるのである。

以上のような分析視角に立つて、本稿ではまずクジラと人間のかかわりの歴史についてあきらかにする。そして次に人類学的研究の言説分析を「捕鯨文化論」批判というかたちで行い、最後に捕鯨問題についての政策的な議論をふまえて、クジラと人間のこれからのかかわりについて考察を加えることにしたい。

2. クジラと「日本人」とのかかわり

2.1. かかわりの類型化

先に述べたように、日本におけるクジラと人間とのかかわりについては、捕鯨というかたちでのかかわりを、網捕り式捕鯨、すなわち鯨組と呼ばれる捕鯨者集団による、クジラを追い込み網からめて捕獲し処理する方式の捕鯨の確立 (17世紀) 以降、今日に至るまで、「日本人」が「伝統」的に行っているという考え方が流布されている。しかしかかわりの歴史を慎重に検討してみると、実際はそうではない。イルカやネズミイルカの仲間も含めたクジラ目の生き物に対象を広げると共に、それらの利用という点に注目した場合、クジラと「日本人」とのかかわりは、以下に示すように三つに類型化できるのではないかと考えられる。

まずその一つは、クジラを殺すことであるいは死んだクジラを、鯨肉や鯨油等を得るために利用するというものである。これには、積極的なものと非積極的なものがある。積極的なものと言うまでもなく捕鯨やイルカ漁である。捕鯨については、九州北部や高知、和歌山等の一部で江戸時代に網捕り式捕鯨が行われており、その後後に見ていくように、ノルウェー式捕鯨や母船式

捕鯨が導入された。イルカ漁は、かなり古く（江戸時代以前）から追い込み漁等の方法で行われていたと考えられており、そして現在でも、一部の地域で行われている（粕谷, 1996; 粕谷・宮下, 1994）。

また非積極的なものとしては、座礁したり死んで海岸に打ち上げられたクジラ、いわゆる寄り鯨の利用があげられる。寄り鯨の利用についても、いくつかの記録が残っており（例えば、福本, 1978 (1993) : 25, 42-47; 神宮司庁, 1910 (1934: 693-705)）、これらより寄り鯨の利用は、沿岸部の各地において、古くから行われていたであろうと推測することができるのである。

次に二つめとして、生きていたクジラを利用するというものがある。これには、かつて広島県阿波島周辺の瀬戸内海で行われていた、「スナメリ網代」と呼ばれる漁法があげられる。これは、スナメリ（ネズミイルカ科）が食物として好むイカナゴが、スナメリの捕食を逃れ海底に移動するにつれて、海底にいるタイやスズキがこれを捕食しようと集まる習性を利用したものである。スナメリが群れて遊泳する回りを、船が潮流にあわせて上り下りを繰り返し、冬季に釣ることが難しいタイやスズキを生きたイカナゴを使って釣り上げた（神田, 1981: 189; 加藤編, 1984: 47; 新藤, 1985）。

最後に三つめとして、先にあげた二つの類型と比較して、利用しない、あるいは利用以外のかかわりといったものが分けられよう。これには、流通や保存技術が未発達の前山間部の人々に加え、クジラを「エビス神」といったかたちで信仰の対象にしていた、一部の沿岸部の漁民とのかかわりがあげられるのではないかと考えられる。この信仰が生じたのは、クジラが漁業の対象となるイワシやニシン等の回遊魚を追いかけることで、それらを湾内に導くからではないかと推測されている（石田, 1978）。例えば青森県三戸郡鮫村（当時）は、19世紀後半の時期にはイワシ曳網漁がさかんに行われていたのであるが、その地の漁民たちは、クジラを「オエビス様」と呼び、沖合にいるクジラの潮吹きを見た際には、合掌三拝して漁獲に幸あらんと祈るという習慣があったという⁽⁷⁾。

しかしながら、「エビス神」に対する信仰は、複雑な姿をしている。実際「エビス神」と呼ばれるものとしては、クジラやイルカ、またはサメ等の生き物だけではなく、夷社・戎社等の社名の神社に祀られている記紀を依りどころにした神、水死体等があげられている（波平, 1978）。この「エビス神」に対する信仰のうち、鯨組においてめでたい席で踊られる「刃刺踊」の踊り唄においては、「伊勢」と共に「恵比須」の「御利生」が唄われている（森田, 1994: 162, 165-166）。また伊豆半島の川奈では、川奈の漁の神の一つである「夷子神社」への参拝を含む「エビス講」が、川奈で最初にイルカの追い込みに成功したとされる日を記念してその日付に行われている（静岡県教育委員会文化課編, 1987: 96）。これらの例より、一つめの類型の場合は、クジラそのものを「エビス神」とみなして信仰するのではなく、クジラという獲物をもたらすものとしての「エビス神」を信仰していたと解釈すべきだろう。また、広島県阿波島周辺においては、スナメリはタイの豊漁を招来するものとして守護され、死んだスナメリがいた場合には、祠堂に祀って、丁重に供養したことが報告されている（神田, 1981: 213-214）。

これら漁業に関係し、また「民俗事象」として表象され得るものの他に、今日の日本においては、比較的小型のクジラ目の生き物が水族館等で飼育され、そこでは芸の披露も行われている。

渡邊：捕鯨問題における「文化」表象の政治性について

さらには日本においても、ホエール・ウォッチングやイルカ・セラピーが展開し始めている（鯨者連編著, 1996; 三好, 1997）。そして、クジラとの新たなかかわりを求める動きを含むこれらのかかわりは、生きているクジラを利用しているということから、分類するとすれば、二つめの類型に含むことができるのではないかと考えられるのである。

以上見てきたように、日本におけるクジラと人間とのかかわりは、歴史的に見て、多様であり続けていることがあきらかとなった。ゆえに、クジラと「日本人」とのかかわりを、捕鯨や鯨肉食のみに限定させることはできない。では、捕鯨を行う人々とクジラを「神」として信仰の対象にしている人々のように、全く異なったかかわりを有する人々が存在した時、それらの人々の間で争いが生ずることはなかったのであろうか。この点についてあきらかにするために、とりわけ近代以降の日本捕鯨業の展開について、次に記述することにした。

2.2. 近代日本捕鯨業の展開過程

日本におけるノルウェー式捕鯨の導入は、1897年に長崎県において設立された遠洋捕鯨株式会社を嚆矢としている⁽⁸⁾。そして、後に日本の捕鯨業をほぼ独占する東洋捕鯨株式会社（以下、東洋捕鯨と略）の前身である、日本遠洋漁業株式会社（山口県において1899年に設立、以下、日本遠洋漁業と略）の事業の成功によって、ノルウェー式捕鯨は日本に定着する。この導入過程の特徴として、次の二点が指摘できる。その一つが、鯨組のような規模でクジラが利用されていなかった地域での事業場開設にあたって、その地で漁業を営んでいた人々との間に軋轢や衝突が生じたということである。1906年に千葉県銚子で事業が開始されると、銚子の漁民たちは事業場の閉鎖を叫んで集まり、実行行使の構えを見せた⁽⁹⁾。また、石川県宇出津に事業場が開設されたとき（年度不明）、富山湾の漁民たちは捕鯨の実施に反対した（綾部, 1910; 松崎, 1910）。さらに1911年には、先に触れた鮫村において、その地の漁民約500名が、同年より事業を開始した東洋捕鯨の事業場を焼き打ちして、死者・重軽傷者を出すという事件が発生している（石田, 1978; 佐藤, 1987）。これらの漁民が捕鯨業に反対した理由としては、前述したクジラに対する信仰と共に、クジラを解体する際に生ずる血や油が海に流れ出すことで、貝類や海藻が死滅し、魚もよりつかなくなると漁民たちが考えたことがあげられている。

もう一つが、その展開における、当時の日本の拡張主義的な方向性との一致である。ノルウェー式捕鯨の導入は、当時の政府の奨励（1897年公布の遠洋漁業奨励法）のもとにあり（東洋捕鯨編, 1910: 195-196）、その開始も、やがて日本が植民地とする朝鮮半島沿岸でなされた。まず日本遠洋漁業は、ロシアの「ケイゼルリング（Кейзерлинг）伯爵太平洋捕鯨業及び漁業株式会社」が、1899年に朝鮮半島の三地点を租借してノルウェー式捕鯨を始めたことに対抗するべく、1900年に当時の韓国政府から捕鯨業の特許権（租借地は設けられず）を得る。その後1904年の日露戦争において、日本は上記のロシア捕鯨会社所有の船の幾つかを拿捕し「鹵獲」した。それらは後に、日本遠洋漁業の後身（東洋捕鯨の前身）である東洋漁業株式会社に貸し下げられる。そして日本遠洋漁業は、同時期にロシアの捕鯨会社と同様の三地点を租借し、以降第二次世界大戦後まで、朝鮮半島における捕鯨業の利権は、日本の捕鯨会社の手中に収められることになった。また、先にあげた特徴と関連して、朝鮮半島においてもクジラを「神」として信仰の

対象としており、ゆえにロシア・日本の捕鯨会社の進出以前には、朝鮮半島においては鯨肉は広範囲に流通していなかったのではないかと推測できることも指摘しておきたい⁽¹⁰⁾。

こうして漁民たちとの軋轢や衝突を生じさせながらも、捕鯨というかたちでのクジラと人間とのかかわりは、これ以降、一つの大きな産業となり、植民地を含むこれまで鯨組のような規模での利用が行われていなかった地域へと広がっていく。そのことは、結果としてクジラの乱獲・減少につながっていく。例えば、アジア系個体群のコククジラは現在「絶滅危惧」種となっているが、これは、日本の捕鯨業が、1930年代までに朝鮮半島沿岸でコククジラを大量に捕獲した結果であると推測されている（日本哺乳類学会編，1997: 170-171）。また、前述の銚子・宇出津・鯨では結局事業が行われることになるのだが、すぐに「資源」として有用とされた比較的大型のクジラの減少を招くことになる（岡田，1916）。そして、銚子・宇出津では遅くとも1926年までに事業が行えなくなり⁽¹¹⁾、また本州や九州の、鯨組のような規模での利用があった地域でのその捕獲も漸減していった。その結果、日本の捕鯨業は、朝鮮半島の他地域だけでなく、北海道東部および千島・樺太に事業場を求めていくことになる（農林省水産局編，1939: 5-9; 太田，1927; 東洋捕鯨編，1910: 目次9, 19-20）。しかし、いわゆる大恐慌以降の不況や鯨油の世界的な増産によるその価格の暴落も加わり、1930年代に入ると停滞を余儀なくされたのであった。

1934年に日本産業株式会社によって東洋捕鯨は買収され、日本捕鯨株式会社が成立する。この会社によって、前述の停滞を打破するという意味合いもあると考えられるが、1934年に日本の会社として初めて、南極海での母船式捕鯨がなされるのである。とりわけこの時期以降の捕鯨に対する、戦争の影響は見逃せない。南極海での捕鯨は太平洋戦争が始まる1941年まで続けられ、ここでは「国策」上重要な、すなわち外貨獲得を可能にし当時は戦略上重要な物質でもあった鯨油生産が主となり、鯨肉の生産は付随的なものに止まっていた。敗戦後、食糧難を解決するために、GHQは南極海での母船式捕鯨を許可し、1946/47年漁期よりそれは再開する（前田・寺岡，1952: 36-43）。これ以降、「国民」一人一年当たりの肉類供給純食料を見ても、肉類全体に占める鯨肉の割合は、戦前の1930年代ですら10%台であったものが、1947年の47%を最高に、日本の戦後の南極海での捕鯨の最盛期（1961/62年漁期、BWUで判断）の翌年まで、ほぼ30%前後で推移していく（長崎，1984: 82）。しかし、このように戦後鯨肉食が、捕鯨という形でのかかわりを有していた地域から全国に波及していくことの背後には、「捕鯨オリンピック」と呼ばれ、南極海における多くの大型の鯨種の乱獲につながった、一定の捕獲枠の中で各国の船団がクジラの捕獲を競い合う方式への参加と実行があったのである（原，1993: 81-135）。

以上の日本における捕鯨業の歴史展開よりあきらかになることは、多様であったクジラと「日本人」とのかかわりが、近代以降、捕鯨業が「国策」として位置づけられ、一つの大きな産業として成立したことで、捕鯨と鯨肉食というかたちでのかかわりに単一化されていったということである。しかも敗戦後には、一定の規模での鯨肉食が日常化することで、その単一化されたかかわりも「日本人」の日常となっていく。だがそのかかわりの単一化が成し遂げられていくことの結果として、とりわけ大型の鯨種の乱獲があった訳であり、その乱獲によって自らの首を絞めるというかたちで、1970年代以降、捕鯨という産業は衰退することになるのである。

こうした歴史展開をふまえると、たとえ現在小規模なものとなっているとしても、植民地支配

渡邊：捕鯨問題における「文化」表象の政治性について

の過程と共にあり、一つの大きな産業であった日本の捕鯨を、先住民のそれと同等に扱うことはできないのではないだろうか。そこで次に、この議論をも提出した、捕鯨を「文化」とする言説そのものを、批判的に検討していく作業に移ることにしよう。

3. 「捕鯨文化論」批判

3.1. M. フリーマンらの「捕鯨文化論」とその批判

前述のように、1987年末からの捕鯨モラトリアムを前にして、日本政府は調査捕鯨と原住民生存捕鯨を行うことで、あくまでも捕鯨を続行しようとした。日本政府は1987年4月に調査捕鯨の計画をIWCに対して提出すると同時に、当時和歌山県太地等四カ所で行われていた小型沿岸捕鯨は、原住民生存捕鯨と見なし得ると主張した。この後者の主張を理論的・実証的に正当化するためにまず登場したのが、私が名付けるところの「捕鯨文化論」である。

ではその「捕鯨文化論」について、具体的に見ていこう。日本政府は小型沿岸捕鯨の調査報告 (Freeman et al., 1988=1989) を、IWCへ1988年に提出した。この中でフリーマンらは、小型沿岸捕鯨を行っている地域では、鯨肉の非商業的な儀礼的流通や、様々に発達した鯨肉の「食文化」、祭りや供養といったかたちでのクジラに関する信仰等があるため、捕鯨は社会的・文化的・経済的重要性を有していると主張する。そして、小型沿岸捕鯨は商業捕鯨と原住民生存捕鯨の両方の特徴を兼ね備えたものであるとし、それをIWCにおける新たな捕鯨のカテゴリーと認めるようにと結論づけている。

それではフリーマンらの言う「捕鯨文化」とはどのようなものなのだろうか。まずフリーマンらは、「文化」を以下のように説明する。

人類学者の意味する「文化」とは一般に、社会化の過程を通してひとつの世代から次の世代へと受け継がれる「共有された知識」を意味する (Freeman et al., 1988=1989: 44)。

さらに、「捕鯨文化」を、以下のように説明する。

ここで言われている捕鯨文化とは、数世代にわたり伝えられ捕鯨に関連した共有の知識であると言うことができる。この共有知識は、コミュニティーの人々に共通した伝統や世界観、人間と鯨との間の生態系的 (霊魂も含む) および技術的な関係の理解、特殊な流通過程、それに食文化など、数多くの社会的、文化的諸要件により構成されている。〈改行〉日本の捕鯨文化において人々が共有する遺産は、長い歴史をもつ伝統に根ざしている。その意味において捕鯨文化の基本は歴史性であり、鯨や捕鯨にまつわる神話や民話その他の物語とつながっている (Freeman et al., 1988=1989: 165-166)。

そして、商業捕鯨が禁止されることで、「捕鯨文化」を持つ「コミュニティー」は崩壊の危機にさらされる。だから、

捕鯨コミュニティーの人々は、このく北米の先住民は数が減少しているホッキョククジラを捕獲できるのに、比較的数の多いミンククジラの捕獲は禁止されたという現状を日本人だけを標的にしたアメリカによる制裁だと考え、非常な悔しさを感じている。そして、日本人が鯨を食べることに対する批判は、日本の文化そのものに対する攻撃だとさえ感じている。それゆえに捕鯨問題は、今日、日本人全体の民族的象徴ともなっているのである (Freeman et al., 1988=1989: 185-186)。

と主張するのである。

しかしこの「捕鯨文化」という主張には、幾つもの問題点が指摘できる。まずフリーマンらの主張には、歴史性を強調しておきながらも、捕鯨の歴史を歪めた部分が存在する。ここでフリーマンらが、その歴史的展開をどのように記しているか見てみよう。フリーマンらの報告書にある「日本の沿岸捕鯨の歴史的発展」の図 (Freeman et al., 1988=1989: 6-7) によると、ノルウェー式捕鯨は、現在の山口県において始まり、それが九州西部から北海道へと、また高知、和歌山・三重、千葉、そして宮城・岩手へと、捕鯨船員の移動と共に「伝播」したとされている。この説明の最大の問題は、旧植民地、とりわけ朝鮮半島における捕鯨業の展開を無視した点にある。なぜなら前述のように、網捕り式捕鯨崩壊後の日本の捕鯨の再生は、朝鮮半島沿岸から始まったと言えるからであり、しかもそれは、「伝播」等のソフトな言葉を用いて表象されるものではなく、植民地支配の過程として描き出されるべきものであったからである。

またこれに加え、前述の、捕鯨会社とその地において漁業を営んでいた人々との間に軋轢や衝突が生じていたという事実も無視していることが、もう一つの問題点としてあげられる。フリーマンらは「文化」を、「伝統」的な「共有された知識」とした。だとすれば、捕鯨に反対した漁民たちの観念や思考も、一つの「文化」ということになるだろう。だが当時の漁民らの前記の考えは、実際行政や捕鯨会社によって根拠がなく迷信であるとして退けられ (石田, 1978: 240-254; 松崎, 1910; 東洋捕鯨編, 1910: 242-244)、そこにもう一つの「文化」、すなわち「捕鯨文化」が植え付けられたのである。しかしフリーマンらは、その研究が日本の捕鯨を擁護するという政治的目的によってなされているために、「捕鯨文化」と表象したものが日本の「文化」であり、かつ「西洋」の不条理な要求によって抑圧されている無垢な存在であると示す必要があった。ゆえに前記の二点を無視するのであり、そのことが結果として、ある「コミュニティー」の人々の思考を、「日本人」全体のそれにズラすようなかたちでの表象 (Freeman et al., 1988=1989: 185-186、上記引用部分) を行うことにつながるのである。

3.2. 高橋順一の「捕鯨文化論」とその批判

次に前記の研究の中心人物であった、高橋自身の研究について見ていこう。高橋はまず1987年の論文 (高橋, 1987) で、エスニシティをインフォーマルな集団組織のための政治的・象徴的手段として道具的にとらえる視点を採用して、一般にはエスニックグループとはみなされていない集団における「共有される文化的伝統」の社会的・政治的利用という問題を、太地を事例として分析する。そこで高橋は、「太地人」 (高橋, 1987) が、町村合併、原発建設、そして商業捕鯨禁止という「外圧」が生じるたびに、「アイデンティティー・シンボル」 (民俗舞踊、地方誌

渡邊：捕鯨問題における「文化」表象の政治性について

等)を生成・流通させることで、「鯨の町」というアイデンティティを「高揚」させてきたことをあきらかにする。そしてその「太地人アイデンティティ」が、「外圧」に対抗する町の政策と運動を積極的に支える力として、有効に利用されてきたとするのである。

この論文で高橋は、太地の人々が「文化」を政治的に用いることを「客観的に」分析しようとしており、また「太地人」と表象したことであきらかなように、それは、日本の中での、とりわけ当時捕鯨を行っていた地域の中での太地の特殊性を強調したものになっていた。しかしフリーマンらの研究においては、太地の人々のアイデンティティとその「高揚」は、以下のように表象されている。

鯨供養は、それを行なう集団によっては、共同体の利益に反するとみなされる外部勢力に対して、集団の結束を誇示する場ともなる。〈中略〉すべての太地町民のために開催される鯨供養がその好例である。供養が昭和天皇誕生日に行なわれるのは、もちろん偶然ではないだろう。供養に愛国的な意味をもたせるために、特にこの日が選ばれているのである。〈中略〉その時の儀式は宗教的なもののみにはとどまらない。名士たちが捕鯨の継続への不退転の決意と捕鯨モラトリアムへの全員一致での絶対反対を表明するスピーチを行なう。〈中略〉このように、鯨供養は伝統的な生業様式を防衛するために外部に対して隊列を固めることを求める場でもあるのである (Freeman et al., 1988=1989: 147-148)。

ここではむしろ、「日本人」として形成されたアイデンティティが積極的・肯定的に表象されている。しかも近代以降の日本の捕鯨業が、日本の拡張主義的な方向性と共にあり、ある意味でその過程が単一化された「日本人」となることであったという歴史をふまえたならば、その表象は、引用した部分のような国家・民族主義的なものにならず、より慎重に表象されてしかるべきものであったはずである。それを行わないのは、日本の「文化」としての「捕鯨文化」、という主張を展開するためであると考えられる。そして、高橋自身の「捕鯨文化」という主張も、以下に見るように、これと同様の方向で展開していくのである (高橋, 1991, 1992)。

そこにおいて高橋は、まず「文化」を、

ヒトが自ら棲息する生態学的環境の中にある資源を、探索・発見し、獲得し、処理・加工し、さらにそれを分配して、消費する、そのために必要な知識、技術、社会組織の統合された総体的なシステム (高橋, 1992: 19)

と操作的に定義する。さらに、「捕鯨活動を基礎として特定の間人集団において、その社会的、経済的、技術的、精神的な諸要素が有機的に結びついた独特の生活様式が成立することが可能である。そのような現象が見られたとき」、それを「捕鯨文化」と呼ぶことができると主張する (高橋, 1992: 21)。そして、日本には独自の「捕鯨文化」があり、「文化」の多様性が必要であるという観点から見て、それは人類全体の未来のために維持されていくべきだと結論づけるのである。

また高橋は、日本における捕鯨の展開について、以下のような議論を行う。一つは、捕鯨業の近代化および「捕鯨文化の伝播」 (高橋, 1992: 82) における、「サポートシステム」の重要性

という指摘である。19世紀末の「新しい漁場」の開拓の失敗は、捕獲技術者のみをその「漁場」に送り込み、クジラを適切に処理加工し効果的に流通分配して消費するという、陸上の「サポートシステム」を形成しなかったことにその原因があるとされる（高橋, 1992: 75-76）。ゆえに20世紀初頭の「新しい漁場」の開拓には、陸上の「サポートシステム」の形成が必然的になされた。捕鯨会社は捕獲技術者や解剖技術者を既存の捕鯨地から連れていったが、その他の処理活動には地元の労働力を中心にすえ、やがて、地元の者も専門的な作業に従事できるようになっていく（高橋, 1992: 82-85）。

もう一つは、大型沿岸捕鯨や母船式捕鯨も、網捕り式捕鯨以来の「捕鯨文化」と連続しているという主張である。「それらの共通点は、日本の捕鯨を特徴づける基本的な部分に多く集まって」（高橋, 1992: 113）いるとされているその連続性の根拠は、まず所属する地域集団や親族集団、所有する知識・技術等の相違に見られる、捕獲活動と処理活動の明確な分離が持続している点に求められている。さらには、産出される鯨肉の消費法における「伝統」の持つ安定性による、処理活動の技術・工程の連続性と保守性や、操業者（鯨組・捕鯨会社）と漁場・処理場のある地域との互酬関係にも、その根拠は求められているのである（高橋, 1992: 113-116）。

すなわち高橋は、かかわりの単一化を「捕鯨文化の伝播」というかたちで肯定的にとらえ、さらには大型沿岸捕鯨や母船式捕鯨も日本の「捕鯨文化」であるとすることで、文化的多様性を根拠にその継続を正当化しようとするのである。この議論の問題は、高橋もまた、新たな「文化」の植え付けを、「伝播」等のソフトな言葉で表象していることにまずある。ここで実際の、捕獲活動・処理活動における労働者の構成を見てみよう（渡邊, 1998）。一般化すれば網捕り式捕鯨は、地域の共同体に組み込まれており、そして当時の社会構造と同様に、身分制による階層構造、そして世襲制が敷かれていた。だが、近代日本の捕鯨会社の労働者は、捕獲活動だけでなく処理活動においても新技術の担い手として採用され、ゆえに地位も高かった「ノルウェー人」、経営者としてのおよび「ノルウェー人」にかわる新技術の担い手となる「日本人」、そして多くがヒエラルキーの下位に位置したままであった「朝鮮人」によって構成されていた。つまり、捕鯨業が一つの大きな産業として成立し、また朝鮮半島でノルウェー式捕鯨が開始されたことで、そこでは国籍別の新たな組織構造が形成されたと考えられるのである。ゆえに、近代における鯨組とは異なった「（サポート）システム」の形成そのものが植民地支配の過程であると言え、よって、前述の軋轢や衝突も含め、「捕鯨文化の伝播」とは、乱獲をも招いた、ある種の暴力性を有するかかわりの単一化の過程として批判的にとらえるべきなのである。

また高橋は、総体的と言いながら、大型沿岸捕鯨や母船式捕鯨の基層をなすものとして、様々な変化の中から、不変の「民俗学・人類学的なもの」を見だし抽出する方法によることで、それらが網捕り式捕鯨の「捕鯨文化」と連続していると実体的に措定する—そこでは「日本人」によってなされているということが前提となっている—訳であるが、大型沿岸捕鯨や母船式捕鯨は、前記した組織構造の変化と共に、新たな技術の導入等によって、鯨組とは全く別のものとして形成されたと理解すべきものである。さらには一つの大きな産業として成立したものを、ある国家または民族の「文化」として表象して正当化することが、その国家・民族の無制限な産業活動の免罪符となってしまふことの危険性も指摘したい。

渡邊：捕鯨問題における「文化」表象の政治性について

以上より高橋自身の研究の展開においても、日本で行われているあらゆるレベルでの捕鯨を擁護しそれを対外・対内的に主張するという、一定の政治的動機が含まれていると言えるのである。しかも高橋は、国家や民族を実体化し、その単一化されたかかわりを「文化」と表象しており、その「文化的多様性の必要性」という主張は、実際のところ、「国家・民族を単位とする文化の多様性」という主張となっている。しかしクジラと「日本人」とのかかわり自体が多様なであり、この意味で「日本」という国家や民族は実体化され得ず、ゆえに「文化」の「伝播」や「移植」という過程とその多様性という主張は矛盾しているのである。

4. まとめにかえて

以上、日本におけるクジラと人間とのかかわりの歴史をあきらかにすると共に、「捕鯨文化論」に対する批判も行った。そこで最後に、これらをふまえた上で、クジラと人間のこれからのかかわりについて考察することで、まとめにかえることにしたい。

日本におけるかかわりの今後については、現在幾つもの政策的議論が提出されている。これらを、「（「資源」を維持するという意味ではなく、環境を守るという意味において）野生生物を守る」ことを基本姿勢とし、その上でかかわりの多様性を維持するという方向で検討したときに、最も現実的だと思われるのが、鬼頭秀一や小原秀雄の主張する、領海内での小型沿岸捕鯨、あるいはミンククジラについての捕鯨は認めるが、南極海での捕鯨は停止する、というものである（鬼頭, 1996: 164-166; 小原, 1996: 123-137）。一方捕鯨関係者は、南極海での捕鯨を、その利益を海洋哺乳類の研究や南極海の環境保全に用いるために、かつての専売公社のような方式で、「国の管掌・管理下」において続けることを主張している（川端, 1995: 238-253; 長崎, 1990）。しかしこの主張は、捕鯨に反対する人々を含んだ「国民」の同意が得られるかどうかということ以上に、拡張主義的な近代日本の捕鯨の延長として、クジラと「日本人」とのかかわりが、国家により捕鯨および鯨肉食に固定されることになるという問題を有するゆえに、反対せざるを得ない。また（小型）沿岸捕鯨を実行するとしても、まず前提として、乱獲を含むこれまでの日本の捕鯨業の拡張主義的な展開に対する、明確な反省の表明が必要である。その上で、鬼頭の言うように、乱獲を防ぐためにも、（小型）沿岸捕鯨を行う地域において鯨肉等の生産物を地域外に出す量を制限する等の、流通に対する制限を設ける必要があると考えられる。同様に、外国から生産物を輸入すべきではなく、そのためには現在緩和する方向で検討されている、いわゆるワシントン条約でのクジラへの規制は逆に強化すべきである。ゆえにこの文脈に鑑みて、1997年のIWC総会においてアイルランドが提案した、公海での捕鯨を禁止するという主張は支持し得るのであり、またたとえそれが認められたとしても、国際的な規制と話し合いの場等としてのIWCは、その後も維持されていくべきであると考えられるのである。

しかしながら、かかわりの多様性を認め、その立場で「政策提言」を行うだけでは、全く異なったかかわりの仕方を望む人々の間での争いを解決することにはならないこともまた事実である。相手の立場を尊重する「寛容さ」に訴えることも、それはそれで重要なことではあるが、現

実の争い、さらに言えばそれが、捕鯨問題以上に今日の「民族紛争」の様相を呈している争いについては、有効性に限界があろう。しかし少なくとも捕鯨問題の考察を通して強調したいのは、「野生生物を守る」という考えあるいはその立場での研究はこれからのパラダイムになるべきものであり、また国家は当然のこと、民族や地域であっても、それを実体化しその「文化」であると表象して正当化すること、また逆に、ある事柄を「文化」や「伝統」と表象することで、ある国家・民族・地域を実体化し人々を統合しようとすることは、政治的な営為を含むのであり、極めて慎重にそして批判的に検討されねばならない、ということなのである。

注

- (1) 以下の引用・文献の明示においては、著者・人物名以外の一部の漢字の字体に変更を加えている。そして、引用文中に筆者の説明が必要になった場合は、カッコくゝに入れてそこに加えた。また、引用文のふりがなは省略したが、難読だと思われる語で引用文にふりがながない場合には、カッコくゝに入れたそれを付け加えた。
- (2) クジラ目の種類は、異論や新種の発見の可能性により確定してないが、現在のところ79種ほどが知られている。その中でも、商業捕鯨の対象となり、IWCにおいて管理されているのは、セミクジラ科のセミクジラとホッキョククジラ、コククジラ（科）、マッコウクジラ（科）、ナガスクジラ科の6種（重い順に、シロナガス、ナガス、ザトウ、イワシ、ニタリ、ミンク）といった、比較的大型の10種である。なお、今日日本の沿岸において捕獲されているアカボウクジラ科のツチクジラやマイルカ科のゴンドウクジラ類は、IWCにおける管理の対象とはなっておらず、日本政府によって捕獲頭数が規制されている。
- (3) 商業捕鯨以外でIWCにおいて認められているのが、調査捕鯨と原住民生存捕鯨である。なお、原住民という表現は、当時のIWCで用いられた表現 Aboriginal/Subsistence Whaling の訳語である。
- (4) 日本政府の分類により、当時の日本の捕鯨は、捕鯨対象鯨種、使用捕鯨船の規模、鯨体の処理法（工船か陸上の処理場か）等の基準に基づいて、大型沿岸捕鯨、母船式捕鯨、小型沿岸捕鯨の三つに分けられていた。このうち小型沿岸捕鯨は、小型捕鯨船を用いて、沿岸でミンククジラ・ツチクジラ・ゴンドウクジラ類を捕獲するものである。
- (5) 高橋, 1992の著者名は「高橋」となっているが、混乱を避けるために「高橋」で統一した。
- (6) Friedlander ed., 1992=1994に収録の、ペリー・アンダーソンの論稿「プロット化について」の136-137頁より。
- (7) 石田, 1978: 223-228, 303-308. (原資料: 『鯨暴動予審決定書』); 佐藤, 1987: 45-47 (原資料: 石橋要吉, 1956, 「鯨暴動事件」『東奥日報』11月22日)。
- (8) 近代日本捕鯨業の展開過程、とりわけ技術導入の過程の詳細については、その論拠となっている資料がどのようなものであるかを含め、渡邊, 1998を参照されたい。
- (9) 銚子市史編纂委員会編, 1956: 650-655 (原資料: 大野獅吼, 1907, 「銚子物語」『文芸倶楽部』13-9)。
- (10) この推測の根拠として、釜山にて約一年ほど過ごした人物が、「朝鮮ニテハ従来鯨ノ他ノ魚類ヲ逐ヒ来ルヲ以テ之レヲ水神ト尊崇シ決メ之レヲ捕獲スルノ念ナシト云フ〈中略〉是レ或ハ斯克鯨ノ多キ一因ナラン」(金木, 1883: 12)と伝えていること、また、当時日本から朝鮮へ出漁していた漁業者たちの集まりである「朝鮮漁業協会」が、「鯨肉は従来韓人之れを食ふことを知らざりしか近年に至りて漸く其味を占め腐肉、諸臓腐の差別なく一切之れを嗜食するに至りたり」(朝鮮漁業協会, 1900: 14-15)と報告していること等があげられる。
- (11) ただし、鯨の事業場は、1949年に廃止された(前田・寺岡, 1952: 111)。

渡邊：捕鯨問題における「文化」表象の政治性について

文献

- 秋道智彌, 1994, 『クジラとヒトの民族誌』東京大学出版会.
- 綾部策雄, 1910, 「諾威式捕鯨に対する吾人の希望」『大日本水産会報』335: 3-4.
- 朝鮮漁業協会, 1900, 「韓海捕鯨業之一斑」『大日本水産会報』212: 4-19.
- 銚子市史編纂委員会編, 1956, 『銚子市史』.
- Clifford, J. and Marcus, G. E., eds., 1986, *Writing Culture*, University of California Press. = 1996, 春日直樹他訳『文化を書く』紀伊国屋書店.
- Freeman, M. R., et al., 1988, *Small-type Coastal Whaling in Japan*, Boreal Institute for Northern Studies, The University of Alberta = 1989, 高橋順一他訳『くじらの文化人類学』海鳴社.
- Friedlander, S., ed., 1992, *Probing the Limits of Representation*, Harvard University Press = 1994, 上村忠男他訳(抄訳)『アウシュヴィッツと表象の限界』未来社.
- 福本和夫, 1978 (改装版1993), 『日本捕鯨史話』法政大学出版局.
- 鯨者連編著, 1996, 『鯨イルカ 雑学ノート』ダイヤモンド社.
- 原剛, 1993, 『ザ・クジラ〔第五版〕』文真堂.
- 石田好数, 1978, 『日本漁民史』三一書房.
- 岩竹美加子編訳, 1996, 『民俗学の政治性』未来社.
- 神宮司庁, 1910, 『古事類苑 動物部第二冊』(古事類苑刊行会, 1934, 『普及版古事類苑 動物部二』内外書籍).
- 金木十一郎, 1883, 「捕鯨ノ地如何」『大日本水産会報告』19: 9-13.
- 神田三亀男, 1981, 「広島県の漁業・諸職」川上勉彦他著『中国の生業 2漁業・諸職』明玄書房: 181-242.
- 粕谷俊雄, 1996, 「ハンドウイルカ」日本水産資源保護協会『日本の希少な野生水生生物に関する基礎資料(Ⅲ)』: 334-339.
- 粕谷俊雄・宮下富夫, 1994, 「スジイルカ」水産庁『日本の希少な野生水生生物に関する基礎資料(Ⅰ)』: 616-625.
- 加藤陸奥雄編, 1984, 『日本の天然記念物1 動物Ⅰ』講談社.
- 川端裕人, 1995, 『クジラを捕って、考えた』PARCO出版.
- 鬼頭秀一, 1996, 『自然保護を問いなおす』筑摩書房.
- 前田敬治郎・寺岡義郎, 1952, 『捕鯨』日本捕鯨協会.
- Marcus, G. E. and Fischer, M. M. J., 1986, *Anthropology as Cultural Critique*, The University of Chicago Press. = 1989, 永刈康之訳『文化批判としての人類学』紀伊国屋書店.
- 松崎政廣, 1910, 「諾威式捕鯨業の非難を弁ず」『大日本水産会報』337: 4-7.
- 三好晴之, 1997, 『イルカのくれた夢』フジテレビ出版.
- 森田勝昭, 1994, 『鯨と捕鯨の文化史』名古屋大学出版会.
- 長崎福三, 1984, 「日本の沿岸捕鯨」『鯨研通信』355: 75-87.
- 長崎福三, 1990, 「最近の捕鯨論議について(Ⅲ)」『鯨研通信』379: 5-7.
- 波平恵美子, 1978, 「水死体をエビス神として祀る信仰: その意味と解釈」『民族学研究』42-4: 334-355.
- 日本哺乳類学会編, 1997, 『レッドデータ 日本の哺乳類』文一総合出版.
- 農林省水産局編, 1939, 『捕鯨業』農業と水産社.
- 小原秀雄, 1996, 『人間は野生動物を守れるか』岩波書店.
- 岡田藤江, 1916, 「鯨漁場としての根室近海の価値」『水産界』400: 38-42.
- 太田康治, 1927, 「大正十五年度に於ける捕鯨状況概説(上)」『水産界』540: 20-24.
- 桜本和美編, 1991, 「IWCによる鯨類の資源推定値, 資源分類および捕獲枠」桜本和美・加藤秀弘・田中昌

- 一編『鯨類資源の研究と管理』恒星社厚生閣: 256-261.
- 佐藤亮一, 1987, 『鯨会社焼き打ち事件』サイマル出版会.
- 新藤松司, 1985, 「瀬戸内の鳥付網代・スナメリ網代」森浩一著者代表『日本民俗文化体系第十三巻 技術と民俗(上巻)』小学館: 494-495.
- 静岡県教育委員会文化課編, 1987, 『静岡県文化財調査報告書第39集 伊豆における漁撈習俗調査 II』.
- 高橋順一, 1987, 「捕鯨の町の町民アイデンティティとシンボルの使用について」『民族学研究』52-2: 158-167.
- 高橋順一, 1991, 「鯨類の資源管理と文化人類学的視点のもつ意義」桜本和美・加藤秀弘・田中昌一編『鯨類資源の研究と管理』恒星社厚生閣: 203-212.
- 高橋順一, 1992, 『鯨の日本文化誌』淡交社.
- 東洋捕鯨株式会社編, 1910, 『本邦の諾威式捕鯨誌』.
- 上野千鶴子, 1997, 「記憶の政治学」『インパクション』103: 154-174.
- 渡邊洋之, 1998, 「近代日本捕鯨業における技術導入と労働者」『科学史研究』205: 1-16.

(わたなべ・ひろゆき)

1998年2月28日受理、1998年6月6日掲載決定

THE POLITICS OF REPRESENTING "CULTURE" IN THE WHALING ISSUE

WATANABE Hiroyuki

Graduate School of Agriculture

KYOTO UNIVERSITY

Kitashirakawa-Oiwake-cho, Sakyo-ku, Kyoto, 606-8502, JAPAN

This paper attempts to study the whaling issue, which I regard as an environmental problem, from a historical-sociological perspective. In the paper, I examine the history of relationships between whales and "the Japanese", critique the theory and discourse of "whaling culture" presented by anthropologists, and finally consider possible future relationships between whales and human beings.

Japanese whaling became a large industry during the period of Japanese expansion and colonial rule in the modern period. Relationships between whales and "the Japanese" which had been diverse were gradually simplified to one form of relationship, namely whaling. But anthropological research which insists on a Japanese "whaling culture" is made for a political purpose, which is the vindication of Japanese whaling. Such research neglects or imprecisely evaluates those processes, and because of that, mistakenly justifies Japanese whaling by representing it as a "culture" possessed by "the Japanese" who are substantialized just as some anthropological research represents the whaling of indigenous peoples as a "culture."

Rather, we should discuss relationships between whales and human beings from the basic standpoint of preserving wildlife. Wildlife should not mean "resources," but should be seen as one constituent element of our environment. Keeping this in mind, it is important to maintain a diversity of relationships between whales and human beings. Moreover, in discussion of this topic, we should very carefully and critically examine cultural justifications of practices. Such justifications are often based on an illegitimate substantialization of the national, ethnic group or region. Simultaneously, substantialization of the national, ethnic group or region itself by representing a "culture" should also be critically examined.

Keywords and phrases: "whaling culture", diversity of relationships, the politics of representing "culture"

(Received February 28, 1998 ; Accepted June 6, 1998)